

ID: 106

担当部署: 保健福祉課

処分の概要	利用の承認		
例規名 根拠条項	聖籠町デイサービスセンター設置及び管理に関する条例施行規則 第9条		
例規番号	平成12年 規則第18号		
<p>【根拠条文】 (利用の決定等) 第九条 町長は、前条に定める申込書を受理したときは内容を審査し、その結果を聖籠町デイサービスセンター利用承認(不承認)決定通知書(別記第四号様式)により、申込者に通知するものとする。</p> <p>【基準】 第4条及び聖籠町デイサービスセンター設置及び管理に関する条例第5条の規定による。 (利用対象者) 第四条 この事業の各サービス毎の利用対象者は、条例で定めるもののほか、次の要件に該当しなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 入浴 医師が入浴可能と認めた者 二 食事 医師から食事制限を受けていない者 三 送迎 自宅から施設まで、寝台車等による送迎が可能な者 <p>(利用者の範囲) 第五条 デイサービスセンターを利用できる者は、次のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 介護保険法による要介護又は要支援認定を受けた者 二 聖籠町に住所を有し、現に居住しているおおむね六十五歳以上の者であつて、身体が虚弱等のため日常生活を営むのに支障のある者 三 聖籠町に住所を有し、現に居住している者であつて、身体に障害があるため日常生活を営むのに支障のある者 <p>2 前項の規定にかかわらず、同項に規定する者のほか町長が適当と認めた者について利用できるものとする。</p>			
標準処理期間	5日		
備考			
設定年月日	平成 22 年 4 月 1 日	最終変更年月日	年 月 日